

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公開番号】特開2005-101728(P2005-101728A)

【公開日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-015

【出願番号】特願2003-329866(P2003-329866)

【国際特許分類】

H 04 N 7/32 (2006.01)

H 03 M 7/36 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/137 Z

H 03 M 7/36

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月20日(2006.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動き補償処理を行う画像処理装置であって、

画像データを記憶するメモリと、

動きベクトルから求められた参照画アドレスと画像境界アドレスとの比較を行うハードウェアで構成された第1の手段と、

前記第1の手段における比較の結果、前記参照画アドレスが前記画像境界アドレスの範囲外である場合、前記画像境界アドレスにより前記メモリにアクセスし前記メモリから前記画像データを読み出すハードウェアで構成された第2の手段と、  
を有することを特徴とする画像処理装置。

【請求項2】

請求項1記載の画像処理装置において、

前記第2の手段により読み出された前記画像データが複数ビット幅を持つ場合、前記読み出された前記画像データを画像境界の画素データを拡張しながら画素単位でシフトし出力する第3の手段を有することを特徴とする画像処理装置。

【請求項3】

請求項2記載の画像処理装置において、

前記第3の手段は、ハードウェアで構成されることを特徴とする画像処理装置。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか1項に記載の画像処理装置において、

前記動き補償処理は、MPEG4規格における動き補償処理であることを特徴とする画像処理装置。